

会議案第3号

芽室町議会会議規則中一部改正の件

芽室町議会会議規則を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成20年3月21日提出

芽室町議会議会運営委員長 川口 勝

芽室町議会会議規則の一部を改正する規則

芽室町議会会議規則（昭和62年芽室町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第106条の見出しを「(禁煙)」に改め、同条中「、議場及び委員会室」を「、議事堂」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

説 明

関係法令等との整合性を検証した結果、規則の一部を改正しようとするものであります。

芽室町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(禁煙)</u>                      第106条 何人も、<u>議事堂</u>において喫煙してはならない。  <u>附 則</u>  <u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(喫煙)</u>                      第106条 何人も、<u>議場及び委員会室</u>において喫煙してはならない。</p>